

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年神奈川県規則第116号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第3の」の次に「1の項から4の項までに規定する」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（条例別表第3の規則で定める事務及び情報）

第5条 条例別表第3の5の項事務の欄に規定する規則で定める事務は別表第5の左欄に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄に規定する規則で定める情報は同表の中欄に掲げる情報ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表第1の3の項7及び別表第2の1の項7中「対する」を「係る」に改める。

別表第3中「外国人に対する」を「外国人に係る」に改め、「廃止」の次に「、同法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還」を加える。

別表第4の3の項中「別表第3の3の項」の次に「特定個人情報の欄1」を加え、同表4の項中「別表第3の4の項」を「別表第3の3の項特定個人情報の欄2」に改め、同表に次のように加える。

5 条例別表第3の4の項に掲げる情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報
--------------------	---

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第5条関係）

特別支援学校等への就学のため支弁すべき経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	条例別表第3の5の項特定個人情報の欄1に掲げる情報	特別支援学校等への幼児、児童又は生徒の就学による保護者等（子に対して親権を行う者、未成年後見人又は成年に達した生徒の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報
	条例別表第3の5の項特定個人情報の欄2に掲げる情報	特別支援学校等への幼児、児童又は生徒の就学による保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。